

令和3年第5回太子町議会定例会（第495回町議会）会議録（第5日）

令和3年12月17日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第61号 訴えの提起について（柳池総合公園多目的広場外整備工事）
- 2 議案第62号 訴えの提起について（柳池総合公園広場・道路外整備工事）
- 3 議案第63号 公共施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 4 議案第64号 太子町交通安全対策基金条例の制定について
- 5 議案第65号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第66号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 議案第67号 工事請負契約の締結について（旧環境センター解体・撤去工事）
- 8 意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 9 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第61号 訴えの提起について（柳池総合公園多目的広場外整備工事）
- 2 議案第62号 訴えの提起について（柳池総合公園広場・道路外整備工事）
- 3 議案第63号 公共施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 4 議案第64号 太子町交通安全対策基金条例の制定について
- 5 議案第65号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第66号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 議案第67号 工事請負契約の締結について（旧環境センター解体・撤去工事）
- 8 意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 追加日程第1 議案第68号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）
- 9 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	松 浦 崇 志	2 番	出 原 賢 治
3 番	森 田 哲 夫	4 番	吉 田 正 之
5 番	長谷川 正 信	6 番	玉 田 正 典
7 番	上 山 隆 弘	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	首 藤 佳 隆
11 番	清 原 良 典	12 番	井 村 淳 子
13 番	藤 澤 元之介	14 番	中 島 貞 次

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局	長	森	文	彰	書	記	蛭	井	の	り	子
書	記	竹	田	早	紀						

説明のため出席した者の職氏名

町	長	服	部	千	秋	副	町	長	杉	原	勝	由							
教	育	長	植	野	正	樹	総	務	部	長	森	田	好	紀					
生	活	福	祉	部	長	嶋	津	一	弥	経	済	建	設	部	長	松	谷	真	利
教	育	次	長	栗	岡	正	則	財	政	課	長	佐	々	木	信	人			

(開議 午前10時10分)

○議長（中島貞次） 皆さんおはようございます。

令和3年第5回太子町議会定例会第5日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第5回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第61号 訴えの提起について（柳池総合公園多目的広場外整備工事）

日程第2 議案第62号 訴えの提起について（柳池総合公園広場・道路外整備工事）

日程第3 議案第63号 公共施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第1、議案第61号訴えの提起について（柳池総合公園多目的広場外整備工事）から日程第3、議案第63号公共施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、総務経済建設常任委員会に付託されました議案について委員会審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第61号。付託年月日、令和3年12月3日。件名、訴えの提起について（柳池総合公園多目的広場外整備工事）。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年12月7日火曜日午前10時から午後2時35分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①管路の閉塞発覚後、業者と話し合いをしたがまとまらなかったとの説明があったがとの質疑に、令和2年8月に閉塞していることが判明し、同年10月に当時のまちづくり課長が工事請負業

者2社に対し改善要求を行った、業者は工事完了後4年が経過しており、検査も合格しているため改修する義務がないと考えており、物別れになったとの答弁があった。

②議案の参考資料に「契約上有すべき品質を欠いている瑕疵に該当し」とあるが、瑕疵であると言い切れるのかとの質疑に、カメラ調査の結果等を踏まえて顧問弁護士に相談したところ、重大な過失で町に損害を与えていると見受けられるとの意見をいただいているとの答弁があった。

③損害賠償を求めるために本当に当局側に落ち度はなかったのか。工事期間中、現場に行った日数や資機材等を確認した記録は取っているのかとの質疑に、記録については厳密に残っているものはないが、現場管理については工事担当者が現地に行って業者の工事を監督しているとの答弁があった。

④裁判になる前の段階で和解することはできなかったのかとの質疑に、話し合いの場を3回持ったが合意には至らなかった。相手もあることなので今後は顧問弁護士に任せたいとの答弁があった。

⑤今回の訴訟金額の根拠と内訳はとの質疑に、請求額は管路が通らなかった部分について機能回復を行っており、それにかかった費用のみで人件費等は入っていないとの答弁があった。

⑥満額の勝訴とならず減額された場合に差額はどこが負担するのかとの質疑に、現段階においては負けるという想定はしていないので、そのあたりは顧問弁護士と相談して決めていくとの答弁があった。

⑦「顧問弁護士の見解で勝てると判断し決断した」との副町長の発言があったが、勝てると判断した基準は何かとの質疑に、裁判官の見解により過失相殺になる可能性はあるが、減額されることもあるだろうという意味を持って闘っているわけではない。あくまでも相手方に全額支払いを求めるという意思で提訴するものであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第62号。付託年月日、令和3年12月3日。件名、訴えの提起について（柳池総合公園広場・道路外整備工事）。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年12月7日火曜日午前10時から午後2時35分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①議案第61号と異なる点があれば説明をとの質疑に、おおむね同じであるとの答弁があった。

②このようなことが起こった原因検証や今後の防止策はとの質疑に、検査体制や技術者のレベルの強化、業者への指導強化を図っているところであり、完了検査の体制の見直しを検討しているとの答弁があった。

③管路の閉塞は経年変化によるものか、工事直後から起こっていたものかとの質疑に、工事の段階で発生したものと判断しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第63号。付託年月日、令和3年12月3日。件名、公共施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年12月7日火曜日午前10時から午後2時35分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①第4条「基金は、公共施設建設の財源に充てる場合に限り処分することができる」の「建設」という文言を「整備」に変えるだけでもよかったのではとの質疑に、本件は庁舎建設に由来する基金であり、今はその役割を終えていることから今後のことを見越して改正するものである。他市町を参考に建設だけではなく土地の取得や施設の除却なども含めた、より具体的な目的を明記したとの答弁があった。

②公共施設等個別施設計画を見ると今後5年間で改修等が必要な施設が複数あるが、それらを想定したものかとの質疑に、この条例改正は具体的な施設を想定したものではないとの答弁があった。

③公共施設関係の基金残高や基金額の目標、計画、使用実績の公表の考えはとの質疑に、公共施設建設基金の現在高は、令和2年度末残高は4億182万8,000円で、令和3年度末の残高見込みは約5億6,000万円である。年間5,000万円以上は積み立てたいと考えている。令和4年度については児童館や給食センターなど使途を終えたものが解体を控えているなど、今後発生してくるものについての充当を考えている。情報公開については何かの資料の中でお示しできればと考えているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第61号訴えの提起について（柳池総合公園多目的広場外整備工事）、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 本案件は、地方自治法第96条にのっとりまして町が訴えを起こすことについての議会の議決を求めるものでございますが、今の委員会の審査報告書によりますと、また事前の全員協議会で確認した結果によりますと、この瑕疵が生じたと言われる工事に関する事前の計画書や施工設計書等の書類の提出がなかったと聞いております。本案件に関しましては、町側が計画書等でしかるべき指示を出しているにもかかわらず、業者の施工により瑕疵が生じたと言えるだけの根拠があるのかどうかというところがないと、議会としてはこの訴えを行うことが適切で

あるかどうかということ判断することができないと考えます。これが、まず第1点です。

それから、第2点に、この訴訟に至る前に業者側とどのような調整があったのかにつきましても、極めて不十分な答弁にしかっていないように思われます。さらに、この報告書の⑤で、訴訟金額の根拠と内訳はという質疑があった中で、これは既に機能回復を行っているという答弁になっておりますが、それに関しては昨年8月に発覚した段階で議会に対しては全く説明がなされていないという点、さらに最後にこの万が一訴訟に関して減額された場合にどこが負担するのか、そして誰が責任を取るのかということに対して明確な答弁がなされていません。訴訟に入る前ですので詳細な資料は出せないということは理解いたしますけれども、このような乏しい状況の下では町が訴訟に踏み切ることに適切かどうかということ判断することはできないと考えますので、以上の理由から反対の答弁といたします。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 議案第61号訴えの提起について、反対の立場から討論をさせていただきます。

この前段に行われました全員協議会の中でも総務経済建設常任委員会に対して確認をするところもありましたが、その確認からはっきりしましたことは、訴えを起こすのに対して行政が取る説明が全く行われていない状況から判断のしようがありません。具体的な金額あるいは質疑の答弁においても全く的を射ていない答弁でしかない。なぜ瑕疵があったのか、なぜそうなったのか、またなぜ業者はそのようなことをしたのか、なぜ行政の検査レベルが、また監督レベルがこれぐらい低いのか、なぜ書類等をしっかりと残しておくことができていなかったのか。我々議会あるいは議員は業者をチェックするのではなく、行政をチェックすることが我々の義務であります。先ほどの討論にもありましたように、金額の明確な説明もなく、賠償請求額もなぜその金額であるのかの根拠が分からない。またあるいは、その根拠として何に違反をし、賠償請求をするのであれば、なぜ請負代金の金額に見合った形の金額でしか対応していないのかも不明であります。また、後先を考えないこの対応というのは、安易な判断であると私は解釈いたします。判決裁判の先行き、見通しもできていないような副町長の答弁も誠に遺憾であります。町の議会に対しても住民軽視の姿勢はひどくなる一方で、組織の崩壊を感じております。これを含め、議会が担う責任はこの判断に対して賛成をし、もし町あるいは業者に不名誉なことを与えるような双方の状況が傷つくようなことを行うのではなく、違った方法で対応するのが正しい行政の判断であると解釈をし、反対の立場としての答弁とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 私はこの委員会で賛成をしましたが、その後、いろいろ調べてみました。そして、調べた結果については同僚の出原議員、上山議員等が申し上げたとおり、そういう疑問点が多々出てきて、このまま賛成するというわけにはいかないということで反対とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 原案反対という立場で、一議員として述べさせていただきたいなと思っております。

総務経済建設常任委員会の審査結果という部分については十分尊重するものの、どうしても心配しているのが、施工ミスによる管理上の注意義務違反を認める判例が増えております。そういったところで、過去の記録について残っているものがない中、全面的に顧問弁護士の見解で勝てると判断し、決断したということでもありますけれども、今回の施工ミスによる管理上の責任は本当に全く生じないことを説明できているのか。また、理想的な話をして申し訳ないのですけども、当事者間の意見、聴聞も十分ではなくて、もちろん常任委員会できちっと質疑をしていただいて対応していただいていることには十分理解しておりますけれども、当局の応答という部分について、この文面を読む限りでは言質を取って訴訟をしていると、私自身判断ができないため、証拠というか確認不十分という形で反対せざるを得ないということで、この議案第61号については反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 議案第61号について、原案賛成の立場から討論をさせていただきます。

私は総務経済建設常任委員会の委員であります。委員会の中でいろいろと疑問点について当局にただしてまいりました。その中で、ほかの委員からは審査のやり方の甘さとかも言われているところですが、私たちは当局から話を聞く中で、当初の設計書段階で殻を取り除いて埋め戻すということが書いてあるにもかかわらず、そのことができていないために23本中17本について埋め戻しのときに管路が傷つき、閉塞に至ったという説明を聞いております。完了検査は当時合格をして、それから年数もたっております。これについて当局の甘さ等も指摘し、今後そういう検査体制のレベルを上げていくようにも求めてまいりました。しかし、この中で顧問弁護士いわく、検査の中で見抜くことができなかったことは十分にあり得ると、そして写真でも確認できないこともあり得ると、しかしながら町の落ち度ではないという、私はこの顧問弁護士の言葉を信じ、そういう不適切な、不具合のある工事をした業者に対してはしっかりと対応をし、訴訟をするべきだと考え、賛成討論といたします。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方

はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(賛成多数)

○議長(中島貞次) 賛成多数です。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第62号訴えの提起について(柳池総合公園広場・道路外整備工事)、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 本案件、議案第62号も先ほどの議案と同様の内容ですので、同じ理由から反対の討論といたします。ただ、1点申し上げたいのは、顧問弁護士の判断でということはもちろん、先ほどの討論でもございましたが、やはり町としてこの訴えに正当性があるということを議会に対して文書で説明する、それで我々議会が納得して賛成するというのが本来のあるべき姿であると考えております。

以上です。

○議長(中島貞次) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 次に、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 議案第62号訴えの提起について、反対の立場から討論を行います。

議案第61号と同様に、町のこの訴えに対する姿勢が、議会に対しても理解を求める姿勢が感じられません。先ほども申し上げたように、この原因をつくったのは一体どこにあり、何が原因であったのかということの調査も行き届いていない姿が委員会の答弁からも理解できます。そのような状況で、議会としては税金を使う大切な公共工事がほかの場面でもこのような甘い監視体制の下で行われておるのではないかという不安を感じます。そういった姿勢から、行政としての体質の改善を強く求め、こういったことが二度と起こらないように強く求め、違った方法で対応することが行政としてのしかるべき姿勢であるということを求め、反対の立場としての討論とします。

○議長(中島貞次) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 次に、原案反対の方の発言を許します。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 理由は議案第61号と同じでございますので、もうあえて申し上げませんが、最大の疑問は顧問弁護士が勝てると言ってるから裁判をやるということは、どうも私からは納得できませんし。

(「そのとおり」の声あり)

こういう安易な責任を転嫁するようなことで弁護士に責任を転嫁するような内容では、とても

やないけれども賛成できませんので。

（「あんた賛成しとうやないか、何を言うとりんや」の声あり）

委員会では賛成しましたが、その後、調べた結果がそうなってますから。

○議長（中島貞次） 御静粛にお願いします。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 議案第62号について、賛成の立場から討論します。

議案第61号で討論させていただいた内容と同じでございますので、よろしくお願いします。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 議案第61号同様に議案第62号についても反対という立場で、中身、理由は一緒です。ただ、申し上げたいという部分については、この訴訟によってお互いが幸せになれないというか、不幸になってしまうのではないかとこの部分を危惧しております。紛争解決に至っては、本当に適切に対応していただきたいと切に願っておりますけれども、今後いろんな形でこの訴訟が進む中で、もし賛成という形になれば、また公費も使いますし、その後の責任問題の追及という部分についてもいろいろクローズアップをされてきます。決してその現場の職員等にそういった部分の責任が及ばないような形で対応していただきたいと思ひますし、最終的に結果がどうなろうとも、必ず100対ゼロにはならないと思ひておりますので、そういった場合の責任の取り方という部分についても確認をしておきたいと思ひてますし、そうならないようにという部分で反対の討論という形にさせていただきたいと思ひてます。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（賛成多数）

○議長（中島貞次） 賛成多数です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第63号公共施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第64号 太子町交通安全対策基金条例の制定について

日程第5 議案第65号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第66号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第4、議案第64号太子町交通安全対策基金条例の制定についてから日程第6、議案第66号太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 委員会審査報告書から、議案に対する委員会審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第64号。付託年月日、令和3年12月3日。件名、太子町交通安全対策基金条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年12月6日月曜日午前10時から午後0時15分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①財産処分分配金で運営するということだが、具体的にどういう部分に充てていくのかとの質疑に、交通安全施設に係る使用を考えている。主に福地の歩道橋と平方の歩道橋の塗装が非常に悪い状態であるので補修工事費としてまず充てていく考えである。それ以外は交通安全施設ということでガードレール、ガードパイプ、カーブミラー、区画線の整備、反射鏡に使っていく予定であるとの答弁があった。

②分配金は使っていけばなくなるが、ほかの資金は何かあるのかとの質疑に、分配金が順次目減りしていく形の基金であり、なくなった場合は廃止条例を提案させていただきたいと考えているとの答弁があった。

③太子町交通安全を進める会は、住民が主体で交通意識の安全啓発活動を長年されている。この基金を用いた補助については考えているのかとの質疑に、このたびの基金については当然一時

的にいただいた基金のため、やはりインフラ整備に充当したほうが一番適切ではないかと考えているとの答弁があった。

④約4,000万円の基金をすぐに使ってしまう考え方なのか。それとも今後の交通安全活動のために使うための資金として保持するとかとの質疑に、この基金を基に、まず原資となるお金の運用を考えているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

続いて、委員会審査報告書。

1、審査した事件。議案番号、議案第65号。付託年月日、令和3年12月3日。件名、太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年12月6日月曜日午前10時から午後0時15分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑なし。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

1、審査した事件。議案番号、議案第66号。付託年月日、令和3年12月3日。件名、太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年12月6日月曜日午前10時から午後0時15分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①夜間照明の使用時間はとの質疑に、今回開場時間を「夜6時」から「夜9時」までに延長する改正を提案しており、夜間照明については基本的に夜6時から夜9時まで点灯することになると思うが、季節的な話もあるので暗いときには早めに点灯する形で対応したいと考えるとの答弁があった。

②受益者負担の観点から金額が少し値上がりしたのは賛成だが、西播磨の町外の方が使用する場合も同じ金額であることの説明をお願いするとの質疑に、町外の方も姫路市及び当町を含め西播磨4市3町の方については町内居住者の扱いとしている。この考え方は、姫路市と西播磨については、例えばスポーツ大会などで地区予選の1つのエリアとする場合が多い。中学校の部活等々でも交流の機会が多い。そういった中でその交流の機会を確保するために近隣市町については町内居住者という扱いをしているとの答弁があった。

③グラウンドの使用者、つまり全体の責任者は別に町内でも町外でも同列に扱うということかとの質疑に、そのとおりである、しかしながら姫路市及び西播磨以外の代表者が実際に使用される場合は、その方も100円加算の対象になるとの答弁があった。

質疑応答の後、委員協議を行い、委員会としては本条例案の修正も検討したが、下記意見を付帯して賛成とすることにした。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

付帯意見。

太子町立グラウンドの使用料の規定について、姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、上郡町、佐用町に住所を有する者を町内居住者とみなす点に関して、当局側の考え方、新たな施設を十分に活用しようとする視点は理解するが、他市町の方の使用により太子町民の使用に支障を来すことが危惧される。また、条例中備考2に記載の文言が分かりにくいなどの問題もあるこ

とから、今後の使用状況の検証をしつつ、条例の見直しも含めた制度設計の検討を行い、町民と近隣居住者との使用のバランスの適正化を図ることとしております。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第64号太子町交通安全対策基金条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第65号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第66号太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第67号 工事請負契約の締結について（旧環境センター解体・撤去工事）

○議長（中島貞次） 日程第7、議案第67号工事請負契約の締結について（旧環境センター解体・撤去工事）を議題とします。

本案については、12月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 議案第67号について、質疑をいたします。

ここの場所的なことについてですけれども、松ヶ下の方の生活道路であつたりします。また、間近には体験学習施設、子供の遊具等もございます。そんな中、工事が始まるわけですけれども、この工事についての住民への説明はされたのか、そしてどういうふうな不安が住民の中にあるのか、そしてここの生活道路、ふだん道路が通行できるのか、また通常どおり体験学習施設、遊具を使うときに奥の駐車場を利用できるのかについて説明をお願いしたい。

それと、工期が11カ月と説明がありましたけれども、もう少し工事スケジュールの説明を詳細にお願いいたします。

そして、建屋を囲んで有害物質が飛散しない防止対策をするということですが、本当にこの汚染物が外部に漏れたり、またトラック等での搬送、また人があそこから出たり入ったりすることによって付近に漏れたり、流れ出ることはないのか、ちょっと懸念しておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 御質問に対してお答えをいたします。

工事についてですが、入札は終わっております。今後住民説明会の準備をしまして、2月最初をめぐりに住民説明会の予定をさせていただいております。

それから、道路についてですけれども、進入路が今の生活道路、公園周囲の道路しかございませんので、その道路を使わせていただくことになります。解体に際してはトラック等が通りますが、安全管理員をつけます事故のないように通行させるようにします。

それから、トラックが出ていくとき等ですけれども、現場から出る際には車輪を洗うような装置も設けますので、そこで外に持ち出すということはないようにいたします。

あと、工事スケジュールでございますが、先ほど言いました2月上旬に住民説明会をしまして、まずは仮囲いとか準備をしまして除染作業に入っていきます。煙突とか焼却炉の中にありますダイオキシン類を含め、汚染物質を除去いたしましてから、その機械の撤去及び煙突とか建物の解体を行って殻を搬出していきます。除染を行った後に完全にダイオキシン類が取り除かれているかどうかをもう一度検査しまして、ないことを確認して建物の解体のほうに入るような計画をしております。

あと、体験学習施設、公園を利用される方への影響でございますが、トラックの搬出入があるときには交通誘導員をつけまして安全を確保いたします。解体の作業自体は敷地内のみで行いますので、その際には利用に関しては制限をかけるようなことは想定はしておりません。先ほど言いました除染作業でございますが、作業前、作業中、作業後と、その解体作業マニュアル等に基づきまして大気の測定等も行いますので、そのあたりは漏れていないことを確認しながら工事のほうを進めていくようにしております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 質問に対して答えていただきました。

2月になってから住民説明会をされるということですので、やっぱり長いことこの施設を放っておいて24年が経過しておって、このたび撤去をするわけですけれども、ダイオキシンがあるということから住民にとっては囲いをしててもかなり不安が残ると思うのです。洗濯物を干しているのかとか、そういうふうな日常的な細々とした不安がありますので、それについて十分に不安が取り除けるような説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それと、先ほど除染作業について、周辺の環境というか、その場の大気を測定するとおっしゃってましたけれども、これは測定をした数値については毎日毎日、どこかで公表するとか、そういうことはされるのかが1つと、今回のこの解体・撤去工事に当たっての国からの補助制度が使えたのか。もし、使えているのならば、どれぐらいの補助が出るのかということについてお聞きします。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 住民説明会につきましては、十分分かりやすいように説明をさせていただくようにいたします。

あと、解体中の数値、ほかにも騒音、振動とか、先ほど言いました大気のとかがいろいろございますが、なかなかリアルタイムにということは難しいのですけれども、調査結果をできるだけ——どのようなことをしているのかというところが分かるように、工事エリアにあまり近づかれると危ないですけれども、何かの方法でできるだけ分かりやすいようにお伝えできるような方法をちょっと検討したいと思います。

○議長（中島貞次） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） 財源についてお答えします。

この解体につきましては補助制度が現在はありませんで、この解体に関して地方債の発行が特例で認められております。そちらを活用しまして事業費の90%までの借入れが認められておりますが、こちらについては交付税措置がございませんので、事業費の借入れによる平準化、そういうものを図るという形で財源としております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 1点だけ確認させてください。

12月3日の説明では、跡地は更地か駐車場として考えているという説明がありました。解体作業なのですが、これは基礎までも含んだ解体なのか。なぜかといいますと、参考資料の中の地図の中でプラットホームとかごみピットの場合はG Lから約3メートルから5メートルほど深いのです。だから、その辺も全て解体作業として含まれているのか、その辺のところを確認します。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） お答えをいたします。

今回の解体作業につきましては、くい基礎も含めて撤去をする計画としてございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 この2者の会社の所在地を教えてくださいたいのと、このような解体工事は太子町が初めてなわけではなく、ほかの自治体でもきつと多くされてるはずであるにもかかわらず、このたった2者になったのはどのような根拠でこうなったのか、それをお伺いします。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 焼却炉解体につきましては、太子町が潰す前からピークがあって各市町たくさんされてございます。今回の入札につきましても47者該当するものがございましたが、実際にその入札のほうに参加申込みがあったのが2者であったということでございます。今回入札で落とされました（株）前田産業につきましては、本社は熊本市でございます。支店が大阪市にございます。それから、もう一者、三同建設（株）でございますが、これにつきましては本社が大阪市にございます。この2者でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 先ほど井村議員のほうからも少しありましたが、搬入が一番多いとき、車の搬入の出入りの台数は何台ぐらいになると予想されるのでしょうか。また、公園ですので小さい子供さん方もいらっしゃいますので、その辺のあたりの対応について何か考えておられること、あるいは指導されようとされていること、あるいはルール化しようとしているようなことがあるようであれば説明をお願いします。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 御質問にお答えをいたします。

トラック等の搬入ですけれども、まず解体を行ってから搬出するときに一番トラックが多くなると想定はしてございます。その詳細につきましては、今その住民説明会に向けて準備をいただいています。説明会の中でも説明をさせていただくことになろうかと思いますが、そのあたりは今準備中ではございますが、解体されたコンクリート殻、鉄筋類、あと焼却炉、大きな機械が座ってますので、これを搬出するときに台数としては多くなろうかと思えます。その際につきましては、交通安全対策を取って搬出を安全に行っていきたいと考えてございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 先ほどの説明で該当は47者おられたということで、その中で兵庫県内の業者は何者ぐらいおられたのか。それと、なぜ45者が申込みをせずに——それは会社の考え方なのやろうけれども、どういうことが原因で辞退されたのかなというのが非常に気になるのですけれど

も、分かる範囲で説明を求めます。

○議長（中島貞次） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） こちらは一般競争入札によりまして参加者を募集いたしました。その際、参加者の条件としまして解体工事の特定建設業の許可を持っている、しかも他団体の工事、こういったクリーンセンターなどの解体工事などをされている実績などの参加業者などの平均値を取りまして、総合評価、評定値1,000点以上を基準としまして町の登録業者数を見ました。その際、範囲としまして全国、近畿、近隣と見ましたら、兵庫県、大阪府内に本支店等を有する者というところで対象、実績などを見まして絞り込みますと、47者が想定される数であったと。そのうち兵庫県下につきましては33者が想定されておりましたが、最終的に受付を行った結果、2者のみから応募があったというところでございます。

以上でございます。

（清原良典議員「だから、その原因は分からへんのか」の声あり）

○議長（中島貞次） 理由。

財政課長。

○財政課長（佐々木信人） 申込みが少なかったことにつきましては、こちらも大手のゼネコンが結構神戸市などには所在しておるのですけれども、そちらのほうからはこの事業規模に対しての希望というものが得られなかったものと推察しております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

○議長（中島貞次） 日程第8、意見書案第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して井村淳子議員。

○井村淳子議員 発議者を代表いたしまして、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書につきまして趣旨説明を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、

社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であります。よって、国におきましては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、意見書に列記してある事項を確実に実現されるよう強く要望するため、別紙意見書を全国町村議会議長会、兵庫県町議会議長会と同様に意見書を提出するものでございます。

以上を趣旨説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時12分）

（再開 午前11時12分）

○議長（中島貞次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から議案第68号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第68号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）

○議長（中島貞次） 追加日程第1、議案第68号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第68号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業として当初児童1人当たり5万円の現金給付と5万円相当のクーポンを基本とした計10万円相当の給付を行うと閣議決定されておりましたが、12月13日付、岸田総理大臣の発言を受け、12月15日付、内閣府発出の事務連絡により、自治体の判断で10万円の現金を一括給付することが選択肢の1つとなりました。本町におきましても現金一括給付が望ましいと考えており、12月27日から給付を開始する事業費と事業執行に係る経費を補正するものです。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ3億1,290万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億1,917万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金の追加であります。

次に、歳出予算におきましては、民生費の追加であります。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 この支給対象者に対しては所得制限がたしかあったと思いますが、太子町はその所得制限を多分、これやったら認めて、そういうふうにすると思われるのですけれども、この所得制限によって受給を受けられない人数というのはどのぐらいあるのですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 今回のこの給付金につきましては自治体様々なやり方があるかと思うのですけれども、太子町におきましては受給者ごとに1回の給付で終わるような見解で事務を進めてございます。そういったことで、今回一番最初に対象となる方々は児童手当を受けられる方々でございまして、その方々を基にまず対象者を抽出してございます。その方々の中で支給対象外となる方でございますけれども、117名、児童数は198人分でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 議案第68号について質疑いたします。

12月3日に第1回の給付額5万円の分については可決し、対象者世帯には12月9日付でお知らせが届いております。今回急な決定で年内に振込ということですが、事務手続的に大丈夫なのか、また5万円から10万円になったというふうな通知をまた対象世帯にするのかどうかについてお願いします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 今回のこの給付金でございますけれども、プッシュ型ということで行政から御案内を申し上げてということから作業が始まります。国からの自治体向け職員へのQ&Aにおきまして、今回のこの臨時特例給付金は民法第549条の贈与契約になるということで通知がございました。その贈与契約の成立と申しますのが、受給される側の方のポストに配達員が投函された時点で契約成立ということでございまして、住所地に届かない方々へは支給することができません。そういったことで、早くに発送してこの確認をする必要がまずございました。

そういったことで、事務のほうは非常にタイトな中で、早くということを非常に意識して事務を進めてございます。今の事務で本日この補正予算の可決の議決をいただきますれば、予定しております12月27日の支給に間に合う予定でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 1点だけ確認させてください。

今朝の神戸新聞に加古川市だったかな、今回の現金給付を一括でされるということで、加古川市はクーポンにするに比べて1億円の事務手続上の経費削減につながったという記事が載ってありました。太子町でもクーポンからこの現金一括に変更されることで、事務経費的な削減がどれぐらいの額できるのでしょうか、そこだけお願いします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） まだクーポン等の手続等に全く入ってない段階でございましたので額は出しておりませんが、まずはクーポンの対象になる事業者、これを募集しなければなりませんので、またその通知文とか申請書の準備、それに対する郵送料も当然発生いたします。それから、受け付けますと今度はクーポンの印刷をしなければなりませんし、その発送料等がかかります。そういったところで、加古川市ほどの額には行かないとは思うのですが、それなりの金額がかかるものと思っております。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 先ほど該当しない人数の説明があつたのですが、該当するというか、全体の数字だけ確認させてください。あとは高校生に該当する世帯に対しては手続が要、不要、そのあたりもお願いしていいですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 先ほども受給者をベースに考えていると申しましたが、まず児童手当が当たる方々をベースにいたしまして、その世帯内に高校生年齢の方がいらっしゃる場合につきましては今回その方の分も合わせまして給付する方針でございます。希望されない方、拒否される方は本日まで受付しておりますので現段階の数字でございますが、受給者数が2,564人、それに対する児童数が4,875人、そのうち高校生の人数ですけれど458名でございます。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 高校生だけがいる世帯はどうなりますか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 今後の作業といたしまして、高校生年齢のみいらっしゃる方を抽出しまして、所得の審査等に入っていきます。今後の作業となってまいります。人数把握は、現在まだそこまではしておりません。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 12月3日時点で子育て世帯の臨時特別給付金について、そのときの対象者は6,253人ということで聞いております。数字が増減するのは期間等のこともあり、これから生まれた子のこともありますのは仕方がないとしても、今現在の人数を計算すると5,333人ですね。間違ってたらすみません。対象者が当初の説明と大分違ってきているのかなど。精査された上での数にしても、当初の12月3日の時点の一般会計補正予算（第6号）とちょっと違っ

てますので、その数字の差について説明していただけますか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） まず、この支給対象になる基準日でございますけれども、令和3年9月30日でございます。前回の一般会計補正予算（第6号）でお出しした6,253名、今回も同じ人数でございますけれども、この人数の抽出時期は10月31日現在、一月後のゼロ歳から18歳の方でございます、予算計上人数は1カ月後の人数ということで御了解をお願いしたいと思います。

それから、まだ全く抽出等されてない高校生の方の御家庭は、これから作業に入っております。そういったことで、まだ全然これから抽出していく人数の方々がございますので、今後の支給対象者となってまいります。それから、これから生まれてきて児童手当のほうの届出をされまして、審査を受けて児童手当が決定になってくる新生児のお子さん方も入ってまいります。

（井村淳子議員「ちょっと休憩してもらえますか」の声あり）

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時28分）

（再開 午前11時28分）

○議長（中島貞次） 再開します。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 前回の補正予算及び今回の補正予算で根拠としました6,253名でございますけれども、予算計上、10月31日現在のゼロ歳から18歳の人数を上げさせていただいた概算の数字でございます。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時29分）

（再開 午前11時29分）

○議長（中島貞次） 再開します。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 数字の差の方につきましては、高校生年齢のみの方がいらっしゃる受給者の人数が大半であろうと考えております。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 その高校生世帯の人数を考慮して予算は含まれているということかということと、あと今後の作業ということをおっしゃいましたが、実際児童手当をもらってる世帯は申請が要らないという通知が来ますけれども、高校生をお持ちの該当する方は申請は要するのか要らないのか、手続上のそのスキームを教えてくださいなと思います。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 高校生のみがいらっしゃる御家庭につきましては申請及び振込口座の指定、それが必要になってきますので、今後プッシュ型でございますけれども申請書等をお送りする形となっております。それから、この給付金の人数につきましては高校生全て入っております。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 議案第68号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で討論をいたします。

コロナ禍が長期化する中、子供たちや子育て家庭にそのしわ寄せが色濃く及んでいることは様々な調査から推測されております。国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策において、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を開く観点から、来年春の卒業、入学、新学期に向けて、あるいは日常生活用品、子育てに係るサービス、商品に利用できる子育て世帯臨時特別給付金は年内に子供1人当たり現金5万円給付で進めていたところ、12月13日の岸田総理大臣の現金10万円の年内一括給付を認める発言を受け、太子町も年内に現金一括給付という決断をされた当局には敬意を表するものです。準備期間が短期間であり、事務方の職員の皆様には大変御苦勞をおかけすることと思いますが、事務が滞りなく間違いのないようにと願ひまして、賛成討論いたします。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第9 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（中島貞次） 日程第9、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第5回太子町議会定例会（第495回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時35分）

~~~~~

議長挨拶

○議長（中島貞次） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る11月29日の招集以来、本日までの19日間でしたが、この間、議員各位には各会計の補正予算をはじめ、条例改正など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、ここにその御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。なお、町長をはじめ、町当局各位におかれましては、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

最後に、本年も残り僅かとなりましたが、議員各位並びに町当局各位にはくれぐれも健康に御留意をいただき、希望に満ちあふれた輝かしい新春を迎えられますことを祈念いたしますとともに、町政発展のため、一層の御精励を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 令和3年第5回太子町議会定例会（第495回町議会）が閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る11月29日に開会されました今期定例町議会におきましては、人事案件をはじめとする各重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、御議決をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。御審議の中で拝聴いたしました御意見等につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいります。

最後に、年の瀬も間近になってまいりましたが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意をいただき、ともに健やかに輝かしい新年を迎えることができることを祈念いたしまして、定例町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 中 島 貞 次

署名 議員 玉 田 正 典

署名 議員 上 山 隆 弘